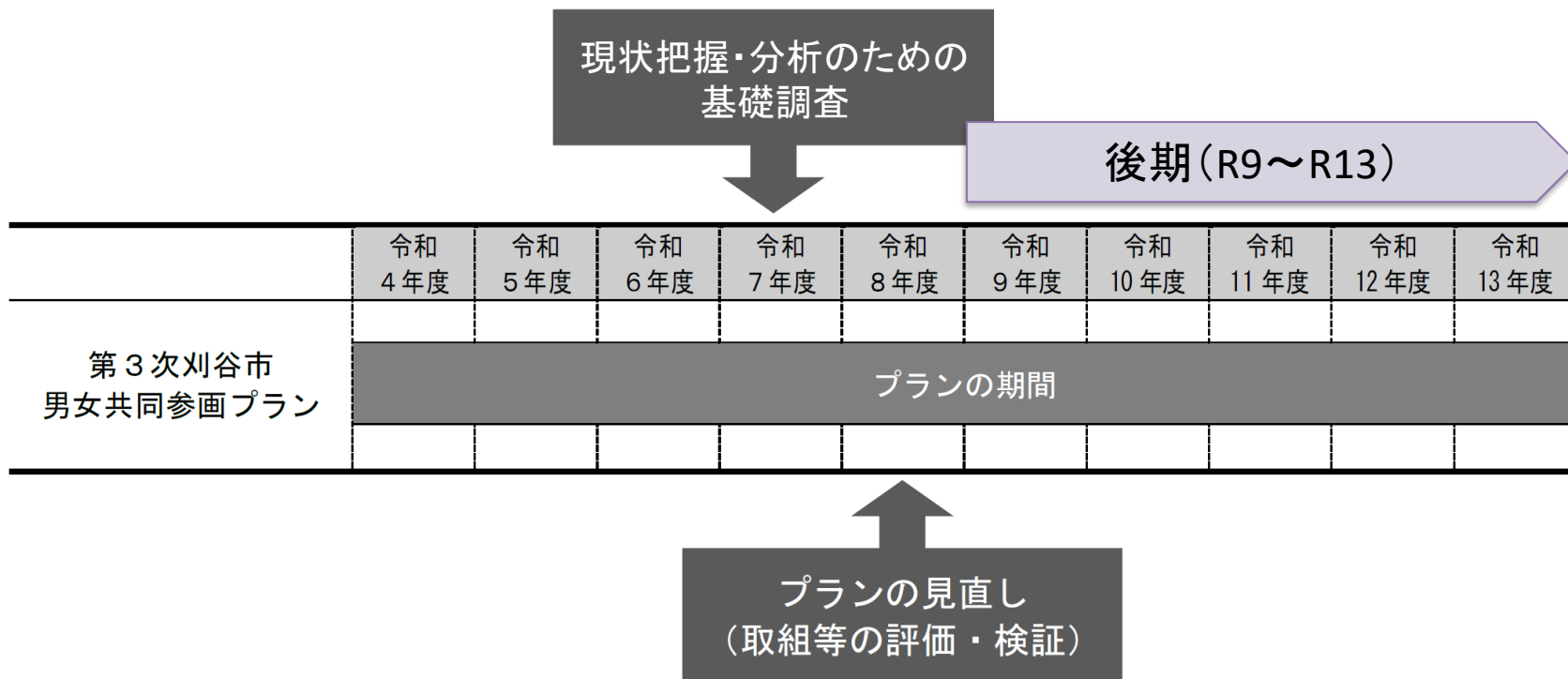


第3次刈谷市男女共同参画プラン 中間見直しについて

計画期間

計画期間

令和4年度から令和13年度まで(10年間)



見直しの方向性

(1) 市に求められている施策や支援のさらなる推進

「誰もが輝くまち」を実感として得られるよう、市民ニーズへの対応を進める。

…子育て支援、介護等の福祉施策、子育て・介護等で離職した人の再就職支援講座等

(2) 進展に遅れが見られる数値目標に関する対策

現状の取組では不十分と思われるため、取組の強化や新規事業の検討をする。

…業務において男女共同参画の視点から気をつけていることがある職員の割合、
DVの相談窓口を知っている市民の割合 に関する取組等

(3) 法改正への対応

女性活躍推進法の改正に基づき、女性の健康上の特性への配慮について、事業主としての取組および行政としての取組を新設する。

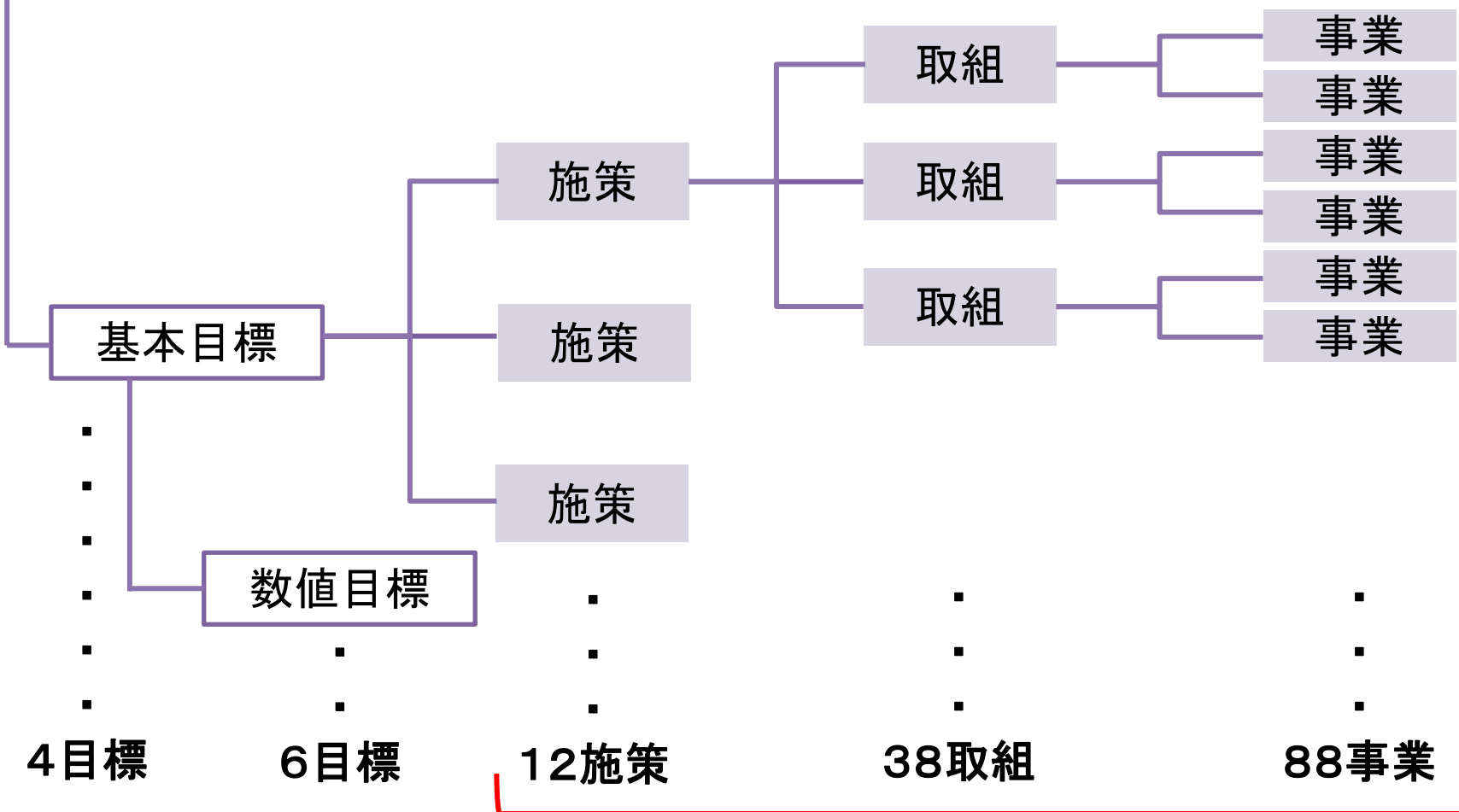
(4) 取組および事業の整理・スマート化

内容が類似する取組や事業を整理し、分かりやすく管理しやすい形を目指す。
新たに開始した各課の事業の状況を踏まえ、よりふさわしい事業を精査する。

見直しの範囲

目指すまちの姿

性別にかかわらず全ての人の人権が尊重され、誰もが輝くまち刈谷



対象範囲

今後のスケジュール

7月14日	第1回審議会
7月～8月	各課調査、ヒアリング
8月～9月	素案作成
10月27日	第2回推進部会(素案の確認、意見の集約)
11月10日	第2回審議会(素案の確認、意見の集約)
11月～12月	修正案(最終版)の作成
1月18日	第3回推進部会(修正案の確認)
2月 1日	第3回審議会(修正案の確認)
2月中	最終調整～完成